

<群馬県からのお知らせ>

東日本大震災により自動車に被害を受けられた方へ

(自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(種別割)「非課税」のお知らせ)

自動車税(環境性能割)※(自動車の主たる定置場を所管する県の自動車税事務所等に申請)

※軽自動車税(環境性能割)を含む。以下同じ。

<要件>

次のいずれにも当てはまる必要があります。

- ① 東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の**所有者**であった方
- ② 平成23年3月11日から令和3年3月31日の間に自動車を新たに取得し、その自動車が①の自動車の「代替自動車」として認められる場合

※ 自動車ローンを完済する前で所有者がローン会社等となっている場合には、所有者ではなく、使用者の方が対象となります。

<必要書類>

- ① 自動車税(環境性能割)の非課税申請書
- ② 東日本大震災により滅失又は損壊したことにより抹消登録した自動車の登録事項等証明書(軽自動車の場合は検査記録事項等証明書)
- その他(以下の場合には、それぞれ次の書類が必要です。
 - ・代理申請に係る委任状(代理申請をする場合)
 - ・戸籍謄本(東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の所有者の方がお亡くなりになっている場合)
 - ・商業・法人登記事項証明書(東日本大震災により滅失又は損壊した自動車の所有者が合併等により消滅した法人である場合)

※ 登録事項等証明書等は、運輸支局(軽自動車の場合は軽自動車検査協会)において申請し、交付を受けてください。

なお、その場合、東日本大震災により被災したことを意味する「被災車両」という記載がなされていることをご確認ください。

(注1)この制度が適用できるのは、所有していた「東日本大震災により滅失又は損壊した自動車」の数までです。

(注2)所有者の方がお亡くなりになっている場合には、その所有者の**相続人**が非課税の対象となります。

(注3)所有者が消滅した法人である場合には、当該法人の**合併法人**、**分割承継法人**が非課税の対象となります。

自動車税(種別割)

被災による代替自動車として、自動車税(環境性能割)の非課税の手続を行った自動車については、特に追加の手続なく、平成31年4月1日～令和2年3月31日の取得分は令和元年度及び令和2年度の、令和2年4月1日～令和3年3月31日の取得分は令和2年度及び令和3年度までの自動車税(種別割)が、それぞれ非課税となります。

軽自動車税(種別割)(各市町村に申請)

被災による代替自動車が軽自動車の場合は、各市町村への申請により、上記の自動車税(種別割)と同様に、当該軽自動車を取得した時期に応じた年度分の軽自動車税(種別割)が非課税となりますので、各市町村へお問い合わせください。

～ 自動車税(環境性能割・種別割)に関するお問い合わせ先 ～
群馬県自動車税事務所 027-263-4343